

本年度の納税をお忘れなく 課税内容と納期を確認しましょう

税制度の変更や生活環境の変化により、課税内容が変更されている場合があります。課税内容を確認し納期限までに納めましょう。

転出・税額変更があった場合の特別徴収の継続

昨年度は、その年の1月1日以降に他市町村へ転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合には、年金からの特別徴収を停止し、納付書または口座振替で納付する方法に切り替わりましたが、本年度からは「転出があった場合でも一定の要件の下、特別徴収を継続する」ことになりました。

市民税 公的年金からの市県民税の特別徴収制度の変更

仮徴収税額の算定方法が変更(表1)

65歳以上で公的年金を受給し、年金所得にかかる市県民税を納税する義務がある人は、公的年金から市県民税が天引き(特別徴収)されます。本年度から年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額の算定方法が変更になっています。

表1 仮徴収税額の算定方法の変更について

納付区分	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
改正前	(前年度の本徴収税額) ÷ 3 ※前年度の2月と同じ額			(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3		
改正後	(前年度の年税額 ÷ 2) ÷ 3 ※本年4月から反映			(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3		

図 税務課市民税担当 TEL71・2485 FAX72・2065

固定資産税 課税内容をご確認ください

固定資産税納税通知書と課税明細書を4月10日に送付しました

課税明細書により課税内容をご確認ください。平成27年度の市税において固定資産税と軽自動車税で計15件の課税誤りがあり、そのうち地方税法等の規定により還付することができない過誤納金が2件で26万4,300円ありました。

課税明細書の確認例

【土地】▷課税地目と現況の地目が一致しているか

▷軽減特例が適用されているか

【建物】▷主体構造は正しいか

▷取り壊した家屋が載っていないか

図 税務課家屋担当・土地担当

TEL71・2482・2483 FAX(共通)72・2065

自動車税・軽自動車税 納期限は5月31日(水)

コンビニエンスストアなら24時間納付いただけます

自動車税・軽自動車税は、4月1日に自動車を所有している人に課税されます。送付された納税通知書により、金融機関やコンビニエンスストアなどで納期限までに納めましょう。納付いただいた際にお渡しする「納税証明書」は、継続検査(車検)を受けるときに必要ですので、大切に保管してください。自動車税・軽自動車税に関する相談は、以下まで問い合わせください。

図 自動車税 中信県税事務所

TEL40・1905 FAX47・7820

軽自動車税 税務課諸税係

TEL71・2484 FAX72・2065

困りごとはお近くの民生委員・児童委員へ

民生委員制度は創設100年を迎えます

民生委員制度は100周年の大きな節目を迎え、さらなる発展の機会とするため、取り組みを進めています。困ったことはぜひご相談ください。

心配ごとや困りごと…
秘密は守ります。気軽にご相談ください。



民生委員・児童委員は、一人暮らしの高齢者をはじめ、障がい者、生活に悩みのある人など、支援を必要とする人の相談に応じ、市や関係機関との橋渡し役として幅広い活動を行っています。また、主任児童委員は、小・中学校や児童福祉関係機関などと連携しながら、児童福祉活動を行っています。

まつしま たかのり
市民生児童委員協議会長 松嶋 隆徳 さん

① 相談・支援

高齢者や障がい、困りごとを抱える人の相談・支援をします。

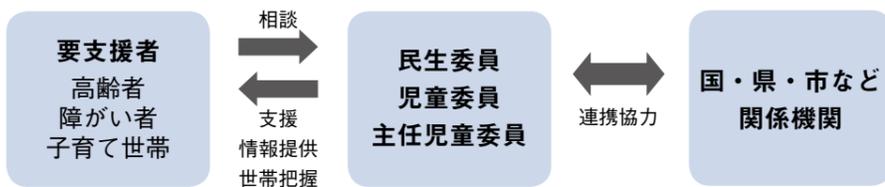
② 犯罪被害 虐待の防止

地域住民の安心・安全を守るため、見守り活動や、実態把握をします。

③ 子育て支援

地域の子どもや子育て家庭が抱える課題解決に向け、相談、支援を行います。

●皆さんと福祉をつなぐパイプ役です。



市内に216人 地域の身近な相談相手

市の民生委員・児童委員・主任児童委員は(以下、民生委員・児童委員)、厚生労働大臣から委嘱を受けた216人(内、主任児童委員は12人)が現在活動しています。民生委員・児童委員は、皆さんが安心して暮らすための、身近な相談役です。また、法律により守秘義務があり、相談内容は固く守られます。心配ごとがある人はぜひ相談ください。

●相談方法

民生委員・児童委員・主任児童委員は、担当区域を持って活動しています。居住する区域の担当委員に気軽に相談ください。担当区域の委員が分からない場合は問い合わせください。

図 長寿社会課福祉政策担当

TEL71・2253 FAX71・2328